

## ○ 佐賀県市町村職員共済組合市町村貸付規程

（昭和40年6月3日）  
（佐共規程第29号）

改正	昭和46年	2月25日規程第89号	昭和47年	8月23日規程第108号
	昭和49年	12月9日規程第138号	昭和52年	7月5日規程第164号
	昭和53年	3月24日規程第169号	昭和54年	3月22日規程第178号
	昭和55年	2月27日規程第182号	昭和60年	3月28日規程第219号
	昭和61年	5月19日規程第229号	昭和62年	5月2日規程第237号
	昭和63年	5月11日規程第247号	平成元年	4月8日規程第253号
	平成2年	4月24日規程第261号	平成3年	4月22日規程第270号
	平成4年	4月13日規程第280号	平成5年	4月15日規程第288号
	平成6年	4月21日規程第300号	平成7年	4月21日規程第308号
	平成7年	5月15日規程第309号	平成8年	4月11日規程第317号
	平成8年	5月8日規程第318号	平成9年	5月7日規程第324号
	平成10年	5月12日規程第332号	平成11年	5月6日規程第338号
	平成19年	3月1日規程第398号	平成27年	10月1日規程第466号
	令和6年	4月1日規程第521号		

## 第1章 総則

（目的）

**第1条** この規程は、地方公務員等共済組合法施行令（昭和37年政令第352号）第16条第1項の規定に基づき、佐賀県市町村職員共済組合定款別表に掲げる市町村（一部事務組合を含む。）の地方債及び一時借入金について、当該市町村に対して経過的長期預託金管理經理の資金を貸付ける場合の貸付の条件、手続その他必要な事項を定めることを目的とする。

（平19規程398・平27規程466・一部改正）

（貸付の種類）

**第2条** 資金の貸付は、長期貸付及び短期貸付とする。

2 長期貸付とは、地方債の許可を受けている市町村に対する2会計年度以上にわたる貸付をいう。

3 短期貸付とは、一時借入金の貸付で、同一会計年度内に償還が行われる貸付をいう。

（借入の要件）

**第3条** 貸付を受けようとする市町村は、償還の見込が確実でなければならない。

（貸付の方法）

**第4条** 貸付の方法は、証書貸付によるものとする。

（貸付資金の総額）

**第5条** 貸付する資金の総額は、毎年度事業計画に定める範囲をこえることができない。

（貸付の限度）

**第6条** 貸付の限度は、理事長が別に定める。

（貸付日）

**第7条** 貸付日は、別表に掲げる日程の中から貸付を受けようとする市町村と協議のうえ定める。

## 第2章 長期貸付

（借入の申込）

**第8条** 長期貸付を受けようとする市町村は、事業ごとに、次の各号に掲げる書類を組合に提出するものとする。

(1) 長期貸付借入申込書（様式第1号）

- (2) 起債許可書写
- (3) 起債議決書写又は専決処分書写
- (4) 償還年次表（様式第2号）

2 前項に定めるもののほか、理事長は、市町村に対し、必要と認める書類の提出を求めることができる。  
（貸付の条件）

**第9条** 長期貸付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付の利率 理事長が別に定める。
- (2) 償還期限 10年とする。ただし、そのうち2年以内の据置期間をおくことができる。
- (3) 延滞利率 国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「施行令」という。）  
第29条に規定する財務大臣の定める率とする。

（昭46規程89・昭47規程108・昭49規程138・昭52規程164・昭53規程169・昭54規程178・  
昭55規程182・昭60規程219・昭61規程229・昭62規程237・昭63規程247・平元規程253・  
平2規程261・平3規程270・平4規程280・平5規程288・平6規程300・平7規程308・  
平7規程309・平8規程317・平8規程318・平9規程324・平10規程332・平11規程338・  
令6規程521・一部改正）

（貸付の決定）

**第10条** 理事長は、借入の申込を受けたときは、貸付の可否及び貸付額を決定のうえ、長期貸付決定通知書（様式第3号）を当該市町村の長に送付するものとする。

（貸付の実行）

**第11条** 市町村の長は、長期貸付決定通知書の送付を受けたときは、直ちに、長期貸付借用証書（様式第4号）及び借入金受領書（様式第5号）を組合に送付するものとし、組合は、これと引き換えに資金を貸付けるものとする。

（元金の償還）

**第12条** 元金の償還方法は、半年賦元金均等償還の方法によるものとする。

（令6規程521・一部改正）

（利息の払込）

**第13条** 市町村は、借入日の翌日から最終償還の日までの利息を組合に払い込まなければならない。

### 第3章 短期貸付

（借入の申込）

**第14条** 短期貸付を受けようとする市町村は、事業ごとに、次の各号に掲げる書類を組合に提出するものとする。

- (1) 短期貸付借入申込書（様式第6号）
- (2) 一時借入に関する議決書写又は専決処分書写

2 前項に定めるもののほか、理事長は、市町村に対し、必要と認める書類の提出を求めることができる。  
（貸付の条件）

**第15条** 短期貸付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 貸付の利率 理事長が別に定める。
- (2) 償還期限 1年以内とする。
- (3) 延滞利率 施行令第29条に規定する財務大臣の定める率とする。

（昭46規程89・昭47規程108・昭49規程138・昭52規程164・昭53規程169・昭54規程178・  
昭55規程182・昭60規程219・昭61規程229・昭62規程237・昭63規程247・平元規程253・  
平2規程261・平3規程270・平4規程280・平5規程288・平6規程300・平7規程308・  
平7規程309・平8規程317・平8規程318・平9規程324・平10規程332・平11規程338・  
令6規程521・一部改正）

（貸付の決定）

**第16条** 理事長は、借入の申込を受けたときは、貸付の可否及び貸付額を決定のうえ、短期貸付決定通知書（様式第7号）を当該市町村の長に送付するものとする。

（貸付の実行）

**第17条** 市町村の長は、短期貸付決定通知書の送付を受けたときは、直ちに短期貸付借用証書（様式第8号）及び借入金受領書（様式第5号）を組合に送付するものとし、組合は、これと引き換えに資金を貸付けるものとする。

（元金の償還）

**第18条** 元金の償還方法は、一括償還の方法によるものとする。

（利息の払込）

**第19条** 市町村は、借入日の翌日から元金償還の日までの利息を組合に払い込まなければならない。

**第4章 繰り上げ償還及び延滞利息**

（繰上償還）

**第20条** 市町村は、貸付金の全部又は、一部を繰上げ償還することができる。

2 前項による一部繰上償還をしようとするときは、当該償還元金に対する利息を組合に払い込まなければならない。

（延滞利息）

**第21条** 元金の償還及び利息の支払期日にその全部又は一部の払い込みをしなかった市町村は、延滞金額に対し元金の償還及び利息の支払期日の翌日から払い込みの当日までの期間について延滞利率により計算した延滞利息を組合に払い込まなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により延滞したと認められる場合にあつては、この限りでない。

（令6規程521・全部改正）

**第5章 経理**

（貸付の経理）

**第22条** 理事長は、長期貸付及び短期貸付を行ったときは、貸付市町村、貸付金額、貸付期間、利息その他必要な事項を記載し得る長期貸付及び短期貸付にかかる台帳をもうけて整理しなければならない。

（令6規程521・一部改正）

**第6章 補則**

（必要事項の委任）

**第23条** この規程に規定するものを除くほか、必要な事項は理事長が別に定める。

**附 則**

- 1 この規程は、昭和40年6月3日から施行する。
- 2 当分の間、佐賀市又は唐津市が佐賀県自治会館建築のための負担金を目的とした長期貸付においては、第9条の規定にかかわらず貸付の利率は年5分5厘とする。
- 3 前項の長期貸付においては、長期貸付が行われるまでつなぎとして、起債前貸をうけることができる。この場合の起債前貸については、第3章短期貸付の規定を適用する。ただし、貸付の利率については、同章第15条の規定にかかわらず、日歩1銭5厘1毛とする。

**附 則**（昭和46年2月25日規程第89号抄）

- 1 この規程は、昭和46年2月25日から施行する。
- 2 この規程の施行前に貸付けられた借用証書中「年7分3厘」とあるのは、償還が完了するまでの間、「年7.3パーセント」と読み替えるものとする。

**附 則**（昭和47年8月23日規程第108号抄）

- 1 この規程（以下「改正規程」という。）は、昭和47年8月23日から施行する。
- 2 改正規程前の貸付については、昭和42年度から昭和44年度までの貸付は昭和47年11月20日、昭和45年度および昭和46年度の貸付は、昭和47年9月20日の利息の払い込みから改正規程による貸付利率を適用する。

**附 則**（昭和49年12月9日規程第138号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、昭和50年3月1日から施行する。  
（施行日前の貸付に係る利率の適用区分）
- 2 この規程による改正前の佐賀県市町村職員共済組合市町村貸付規程（以下「改正前の規程」という。）の規定に基づいて、施行日前に貸し付けられた長期貸付に係る、この規程による改正後の佐賀県市町村職員共済組合市町村貸付規程（以下「改正後の規程」という。）の規定による貸付利率は、償還年次表に定めた利息の払い込み期日が、施行日後最初に到来した日の翌日から適用する。
- 3 改正前の規程の規定に基づいて、施行日前に貸付けられた短期貸付に係る貸付利率の適用は、改正後の規程の規定にかかわらず、償還期限の期間内は年利7.25パーセントとする。

**附 則**（昭和52年7月18日規程第164号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、昭和52年8月31日から施行する。  
（施行日前の貸付に係る利率の適用区分）
- 2 この規程による改正前の佐賀県市町村職員共済組合市町村貸付規程（以下「改正前の規程」という。）の規定に基づいて、施行日前に貸付けられた長期貸付に係る、この規程による改正後の佐賀県市町村職員共済組合市町村貸付規程（以下「改正後の規程」という。）の規定による貸付利率は、償還年次表に定めた利息の払い込み期日が、施行日後最初に到来した日の翌日から適用する。
- 3 改正前の規程の規定に基づいて、施行日前に貸付けられた短期貸付に係る貸付利率の適用は、改正後の規程の規定にかかわらず、償還期限の期間内は年利7.8パーセントとする。

**附 則**（昭和53年4月1日規程第169号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、昭和53年3月24日から施行する。  
（適用区分）
- 2 この規程による改正後の佐賀県市町村職員共済組合市町村貸付規程の規定は、昭和53年3月20日以後に貸付けるものから適用し、同日前に貸付けられた貸付利率は、なお従前の例による。

**附 則**（昭和54年3月22日規程第178号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、昭和54年3月22日から施行し、昭和54年3月20日から適用する。  
（適用区分）
- 2 この規程による改正後の佐賀県市町村職員共済組合市町村貸付規程の規定は、昭和54年3月20日以後に貸付けるものから適用し、同年3月19日以前の貸付にかかる貸付利率は、なお従前の例による。

**附 則**（昭和55年2月27日規程第182号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、昭和55年3月1日から施行し、昭和55年3月20日から適用する。  
（適用区分）
- 2 この規程による改正後の佐賀県市町村職員共済組合市町村貸付規程の規定は、昭和55年3月20日以後に貸付けるものから適用し、同年3月19日以前の貸付にかかる貸付利率は、なお従前の例による。

**附 則**（昭和 60 年 3 月 28 日規程第 219 号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、昭和 60 年 3 月 28 日から施行する。  
（適用区分）
- 2 この規程による改正後の佐賀県市町村職員共済組合市町村貸付規程の規定は、昭和 60 年 3 月 20 日以後に貸付けるものから適用し、同日前に貸付けられた貸付利率は、なお従前の例による。

**附 則**（昭和 61 年 5 月 19 日規程第 229 号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、昭和 61 年 5 月 20 日から施行する。  
（適用区分）
- 2 この規程による改正後の佐賀県市町村職員共済組合市町村貸付規程の規定は、昭和 61 年 5 月 20 日以後に貸付けるものから適用し、同日前に貸付けられた貸付利率は、なお従前の例による。

**附 則**（昭和 62 年 5 月 2 日規程第 237 号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、昭和 62 年 5 月 2 日から施行する。  
（適用区分）
- 2 この規程による改正後の佐賀県市町村職員共済組合市町村貸付規程の規定は、昭和 62 年 5 月 20 日以後に貸付けるものから適用し、同日前に貸付けられた貸付利率は、なお従前の例による。

**附 則**（昭和 63 年 5 月 11 日規程第 247 号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、昭和 63 年 5 月 11 日から施行する。  
（適用区分）
- 2 この規程による改正後の佐賀県市町村職員共済組合市町村貸付規程の規定は、昭和 63 年 5 月 20 日以後に貸付けるものから適用し、同日前に貸付けられた貸付利率は、なお従前の例による。

**附 則**（平成元年 4 月 8 日規程第 253 号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成元年 4 月 8 日から施行する。  
（適用区分）
- 2 この規程による改正後の佐賀県市町村職員共済組合市町村貸付規程の規定は、平成元年 5 月 22 日以後に貸付けるものから適用し、同日前に貸付けられた貸付利率は、なお従前の例による。

**附 則**（平成 2 年 4 月 24 日規程第 261 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 2 年 4 月 24 日から施行する。  
（適用区分）
- 2 この規程による改正後の佐賀県市町村職員共済組合市町村貸付規程の規定は、平成 2 年 5 月 21 日以後に貸付けるものから適用し、同日前に貸付けられた貸付利率は、なお従前の例による。

**附 則**（平成 3 年 4 月 22 日規程第 270 号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 3 年 4 月 22 日から施行する。  
（適用区分）
- 2 この規程による改正後の佐賀県市町村職員共済組合市町村貸付規程の規定は、平成 3 年 5 月 20 日以後に貸付けるものから適用し、同日前に貸付けられた貸付利率は、なお従前の例による。

**附 則**（平成4年4月13日規程第280号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成4年4月13日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規程による改正後の佐賀県市町村職員共済組合市町村貸付規程の規定は、平成4年5月20日以後に貸付けるものから適用し、同日前に貸付けられた貸付利率は、なお従前の例による。

**附 則**（平成5年4月15日規程第288号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成5年4月15日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規程による改正後の佐賀県市町村職員共済組合市町村貸付規程の規定は、平成5年5月20日以後に貸付けるものから適用し、同日前に貸付けられた貸付利率は、なお従前の例による。

**附 則**（平成6年4月21日規程第300号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成6年4月21日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規程による改正後の佐賀県市町村職員共済組合市町村貸付規程の規定は、平成6年5月20日以後に貸付けるものから適用し、同日前に貸付けられた貸付利率は、なお従前の例による。

**附 則**（平成7年4月21日規程第308号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成7年4月21日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規程による改正後の佐賀県市町村職員共済組合市町村貸付規程の規定は、平成7年5月22日以後に貸付けるものから適用し、同日前に貸付けられた貸付利率は、なお従前の例による。

**附 則**（平成7年5月15日規程第309号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成7年5月15日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規程による改正後の佐賀県市町村職員共済組合市町村貸付規程の規定は、平成7年5月22日以後に貸付けるものから適用し、同日前に貸付けられた貸付利率は、なお従前の例による。

**附 則**（平成8年4月11日規程第317号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成8年4月11日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規程による改正後の佐賀県市町村職員共済組合市町村貸付規程の規定は、平成8年5月20日以後に貸付けるものから適用し、同日前に貸付けられた貸付利率は、なお従前の例による。

**附 則**（平成8年5月8日規程第318号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成8年5月8日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規程による改正後の佐賀県市町村職員共済組合市町村貸付規程の規定は、平成8年5月20日以後に貸付けるものから適用し、同日前に貸付けられた貸付利率は、なお従前の例による。

**附 則**（平成9年5月7日規程第324号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成9年5月7日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規程による改正後の佐賀県市町村職員共済組合市町村貸付規程の規定は、平成9年5月20日以後に貸付けるものから適用し、同日前に貸付けられた貸付利率は、なお従前の例による。

**附 則**（平成10年5月12日規程第332号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成10年5月12日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規程による改正後の佐賀県市町村職員共済組合市町村貸付規程の規定は、平成10年5月20日以後に貸付けるものから適用し、同日前に貸付けられた貸付利率は、なお従前の例による。

**附 則**（平成11年5月6日規程第338号抄）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成11年5月6日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規程による改正後の佐賀県市町村職員共済組合市町村貸付規程の規定は、平成11年5月20日以後に貸付けるものから適用し、同日前に貸付けられた貸付利率は、なお従前の例による。

**附 則**（平成19年3月1日規程第398号抄）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成27年10月1日規程第466号抄）

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

**附 則**（令和6年4月1日規程第521号抄）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

**別表**（昭47規程108・全部改正，昭60規程219・平元規程253・一部改正）

日 程	備 考
5月20日	土曜日、日曜日又は休日にあたるときは、その日後において、その日に最も
3月20日	近い土曜日、日曜日又は休日でない日とする。

様式第1号（昭47規程108・全部改正）

## 長期貸付借入申込書

※第 \_\_\_\_\_ 号

1 借入金額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 資金の用途

3 利率 年 \_\_\_\_\_ パーセント

ただし、金利情勢の変動に応じて変更されてもさしつかえありません。

4 借入希望期日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

5 償還の方法 年据置 \_\_\_\_\_ 年半年賦元金均等償還

6 資金の交付を受ける銀行店舗

佐賀銀行 \_\_\_\_\_ 支店（ \_\_\_\_\_ 口座）

上記により、貴組合から資金の借入れをいたしたいので、別紙書類を添えて  
申し込みます。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

佐賀県市町村職員共済組合  
理事長 \_\_\_\_\_ 様

市町村長

氏名

印

（注）※印は記入しないこと。



様式第2号

償 還 年 次 表

事 業 名 \_\_\_\_\_ 元 金 \_\_\_\_\_ 千円

市町村長氏名 \_\_\_\_\_ 印

期	元利支払期日	未償還元金	償 還 予 定 額		
			元 金	利 息	計

様式第3号

佐共総第 号  
年 月 日

市町村長 様

佐賀県市町村職員共済組合  
理事長 氏 名



長期貸付決定通知書

貴市町村より申込まれた長期貸付については、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 貸付金額 金 円也
- 2 事業名
- 3 貸付年度 年度
- 4 貸付条件
  - (1) 利率 年 パーセント
  - (2) 償還期限 年 月 日
  - (3) 据置期限 年 月 日
- 5 貸付年月日 年 月 日
- 6 資金交付銀行名 佐賀銀行 支店

様式第4号（昭47規程108・全部改正, 昭60規程219・一部改正）

## 長期貸付借用証書

※長貸第 \_\_\_\_\_ 号

金額

上記金額を本日下記条件をもって借用しました。  
つきましては、借入条件を厳守のうえ、元利金は期日に相違なく償還及び払込みいたします。

## 記

1 資金の用途

2 利率 年 \_\_\_\_\_ パーセント

ただし、金利情勢の変動に応じて変更されてもさしつかえありません。

3 償還期限 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

4 据置期限 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

5 元利金の支払方法 年据置 年半年賦元金均等償還によるものとし添付別紙償還年次表による。

6 元利金の支払い場所 佐賀銀行県庁支店

年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

佐賀県市町村職員共済組合

理事長 殿

市  
町 長 職 氏 名  
村

印

- (注) 1 ※印は記入しないこと。  
2 この証書には、必ず様式第5号による借入金受領書を添付すること。

様式第5号

借 入 金 受 領 書

金 額	
-----	--

ただし、借用証書第 号にかかる長期、短期貸付借入金上記の金額正しく受領  
しました。

年 月 日

佐賀県市町村職員共済組合  
理事長 氏 名 殿

市町村収入役 氏 名 印

この借入金受領書に使用した収入役公印は、本市町村の収入役公印に相違ないこと  
を証明します。

年 月 日

市町村長 氏 名 印

様式第6号（昭47規程108・全部改正, 昭和60規程219・一部改正）

## 短期貸付借入申込書

※第 \_\_\_\_\_ 号

1 借入金額 金 円

2 資金の用途

3 利率 年 パーセント

ただし、金利情勢の変動に応じて変更されてもさしつかえありません。

4 借入希望月日 年 月 日

5 償還予定日 年 月 日

6 償還財源

上記により、貴組合から資金の借入れをいたしたいので、別紙書類を添えて申し込みます。

年 月 日

佐賀縣市町村職員共済組合

理事長

殿

市町村長

氏 名

印

(注) 1 この借入申込書は、借入れの用途が異なる場合は、それぞれ別個に作成すること。

様式第7号

佐共総第 号  
年 月 日

市 町 村 長 殿

佐賀縣市町村職員共済組合  
理事長 氏 名



短 期 貸 付 決 定 通 知 書

貴市町村より申込まれた短期貸付については、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 貸 付 金 額 金 円 也

2 貸 付 年 度 年度

3 利 率 年 パーセント

4 償 還 期 限 年 月 日

5 貸 付 年 月 日 年 月 日

6 振 込 銀 行 名 佐賀銀行 支 店

様式第8号（昭47規程108・全部改正, 昭60規程219・一部改正）

## 短期貸付借用証書

※短貸第 号

上記金額を本日下記条件をもって借用しました。  
つきましては、借入条件を厳守のうえ、元利金は期日に相違なく償還及び払込みいたします。

## 記

1 資金の用途

2 利率 年 パーセント

ただし、金利情勢の変動に応じて変更されてもさしつかえありません。

3 償還期限 年 月 日

4 据置期限 年 月 日

5 元利金の支払期日 元金償還の日

6 元利金の支払場所 佐賀銀行県庁支店

年 月 日

佐賀縣市町村職員共済組合

理事長 殿

市町村長 職氏名

印

- (注) 1 ※印は記入しないこと。  
2 この証書には、必ず様式第5号による借入金受領書を添付すること。

様式第9号の1（令6規程521・削除）

様式第9号の2（令6規程521・削除）